

議提第4号

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに霧島市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年8月31日提出

霧島市議会議長 徳田 修和 殿

提出者 霧島市議会文教厚生常任委員長 久木田 大和

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書

学校現場では、教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数の改善が求められます。

給特法等の改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は、2028 年度までに 35 人に引き下げられます。今後も、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の検討が必要です。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置計画により進められますが、「3 分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
2. 特別支援学級の子どもが交流学級で過ごす場合、教職員に過度な負担がなく、子どもの教育環境が充実するように現状を把握し、改善すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政の確保をした上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 8 年 月 日

鹿児島県霧島市議会議長 徳田 修和

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿

財 務 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

文部科学大臣 殿